

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上の学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が低いため、所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である過程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】128万円＋{扶養親族等の数×38万円}

学生納付特例の承認期間は4月（または20歳誕生月）から翌年3月までです。承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

●問合せ 住民福祉課 ☎82-1226 秩父年金事務所 ☎0494-27-6560

在宅重度心身障害者手当・介護手当のご案内

- 対象者 ・身体障害者手帳1級または2級の方 ・療育手帳④またはAの方
・村長が特に必要と認める方
- 手当額 月額5,000円（介護手当 月額2,000円）
- 支給条件 以下のいずれかに該当する方は支給対象となりません。
・住民税が課税されている方 ・施設等に入所中の方
・特別障害者手当や障害児福祉手当が支給されている方
・65才以上の方（65才に到達する前から受給していた方を除く）
※介護手当の支給に当たり、地区担当の民生委員に調査を依頼します。
- 問合せ 住民福祉課 ☎82-1226

福祉3 医療費助成制度の現物給付化について

今まで、こども医療費のみ現物給付が受けられましたが、4月1日診療分から、重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費も現物給付が受けられます。現物給付とは、村が発行する受給者証を医療機関窓口で提示することにより、原則医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組みです。現物給付の対象医療機関は、埼玉県内に所在する保険医療機関（医科、歯科）および保険薬局です。なお、医療機関によっては現物給付に対応していない場合もありますのでご注意ください。現物給付には限度額があり、医療機関あたり1ヶ月の支払いが保険診療分で21,000円以上となる場合、窓口での支払いが必要です。また、健康保険証の変更があった場合、保険証の変更届の提出が必要となります。新しい保険証と受給資格証をご持参いただき、住民福祉課でお手続きをお願いします。※保険証の変更によって医療費受給資格証の内容が変わることはありません。

●問合せ 住民福祉課 ☎82-1226

予防接種のご案内

- 高齢者肺炎球菌（接種費用は自己負担5,000円）
今年度より予防接種の対象者は65歳の方のみとなります。（65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで）対象者には接種券をお送りします。
- HPVワクチンキャッチアップ接種（接種費用は全額公費）
HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えの影響が出た年齢（平成9年から平成19年生れ）に対してのキャッチアップ接種は令和6年度で終了となります。そのため対象となる方は遅くとも9月までに初回接種をする必要があります。ワクチンの種類は2価と4価と9価の3種類あります。接種を希望される方は、予診票は保健センターでお渡ししますので、お申し出ください。
- 問合せ 保健センター ☎82-1557